

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成30年2月19日（平成30年（行情）諮問第110号）

答申日：平成30年7月4日（平成30年度（行情）答申第164号）

事件名：「将来の統合防空の在り方に関する調査研究 調査分析報告」の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「将来の統合防空の在り方に関する調査研究」。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。（裏面に出典をプリントアウト）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「将来の統合防空の在り方に関する調査研究 調査分析結果報告（中間報告）」及び「将来の統合防空の在り方に関する調査研究 調査分析結果報告（最終報告）」（以下、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を開示すべきであり、本件対象文書の電磁的記録を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年6月9日付け防官文第9070号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（「準備書面（1）」（平成24年11月22日）8頁。別紙1（省略））である。

そこで電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件対象文書については、法9条1項の規定に基づき、平成29年6月9日付け防官文第9070号により法5条1号、2号イ及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対してされたものである。

2 法5条該当性について

別表1のとおり。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分において一部を不開示とした決定の取消しを主張するが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別表1のとおり同条1号、2号イ及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（「準備書面（1）」（平成24年11月22日）8頁。別紙1（省略））である。」として、本件対象文書の電磁的記録についても特定を求めるが、本件対象文書は紙媒体しか保有しておらず、本件審査請求を受け、確実に期すために行った再度の確認においても、電磁的記録の存在を確認することはできなかった。
- (3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年2月19日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月27日 | 審議 |
| ④ | 同年4月23日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年6月11日 | 審議 |
| ⑥ | 同年7月2日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当するものとして文書1及び文書2（本件対象文書）を特定し、法5条1号、2号イ及び3号に該当する部分（以下「本件不開示部分」という。）を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の電磁的記録の特定及び本件不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥

当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

本件対象文書の電磁的記録の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、理由説明書（上記第3）において紙媒体しか保有していないと説明していたが、諮問後に改めて担当部署のパソコン上のファイル等の探索を行った結果、本件対象文書の電磁的記録が存在していることが確認できたとのことであった。

以上のとおり、防衛省において、本件対象文書の電磁的記録を保有していることは明らかであるから、これを対象として、改めて開示決定等をすべきである。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表1の文書1の項番1及び文書2の項番1に掲げる不開示部分の不開示情報該当性について

ア 諮問庁の説明

個人に関する情報であって、これを公にすることにより特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

イ 検討

標記の不開示部分には、本件対象文書の作成、点検及び承認を行った特定企業の社員の姓等が記載されていると認められる。

そうすると、標記の不開示部分に記載されている情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するところ、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められず、さらに、当該部分は、「特定の個人を識別することができることとなる記述等」に該当することから、法6条2項に基づく部分開示をする余地はない。

したがって、標記の不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表1の文書1の項番2及び文書2の項番2に掲げる不開示部分の不開示情報該当性について

ア 諮問庁の説明

受託企業保有のノウハウ及び技術並びに当該企業が提案するシステムの性能や価格情報に関する情報であり、これを公にすることにより、当該企業の技術が流出し、競争上の不利益を被るなど、当該企

業の正当な利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の将来体制に係る検討等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用態勢が推察され、任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから、法5条2号イ及び3号に該当するため不開示とした。

イ 検討

(ア) 文書1の1枚目の表題部分中の記号及びページ左下の記号並びに2枚目ないし169枚目のページ上部の記号並びに文書2の1枚目の表題部分中の記号及びページ左下の記号並びに2枚目ないし194枚目のページ上部の記号について

標記の不開示部分には、本件対象文書を作成した特定企業の社内における研究等の体制及び文書管理体系を類推させる情報が記載されていると認められる。

そうすると、標記の不開示部分は、当該企業保有のノウハウ等に関する情報であり、これを公にすることにより、当該企業の技術が流出し、競争上の不利益を被るなど、当該企業の正当な利益を害するおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、標記の不開示部分は、法5条2号イに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 上記(ア)を除く部分について

標記の不開示部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分には、将来の統合防空の在り方に関して特定企業が行った調査研究の内容が具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分は、自衛隊の将来体制に係る検討等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用態勢が推察され、任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は首肯できることから、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められ、法5条3号に該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、標記の不開示部分のうち、別表2に掲げる部分は、本件対象文書中の他の部分で開示されて明らかになっている情報のほか、ページ番号や一般的な項目名等が記載されているにすぎず、これを公にしても、本件対象文書を作成した特定企業の技術が流出し、競争上の不利益を被るなど、当該企業の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、自衛隊の運用態勢が推察され、任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとも認められないことから、法5条2号イ及び3号のいずれにも該当せず、開示

すべきである。

4 付言

本件については、原処分時において、適切に本件開示請求の対象となる行政文書の探索及び確認を行っていれば、本件対象文書の電磁的記録の存在を確認できたはずであるから、これを保有していないとした処分庁の決定は、不適切といわざるを得ない。

処分庁においては、今後、開示決定等の対象となる行政文書の特定に当たって、十分に探索及び確認を行うことが望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ及び3号に該当するとして不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ及び3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同条2号イ及び3号に該当せず、開示すべきであり、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として本件対象文書の電磁的記録を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別表 1 (原処分において不開示とした部分及び理由)

文書 1 将来の統合防空の在り方に関する調査研究 調査分析結果報告 (中間報告)

項番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	1 枚目の作成、点検及び承認者欄	個人に関する情報であって、これを公にすることにより特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
2	1 枚目の一部及び 2 枚目以降の全部	受託企業保有のノウハウ及び技術並びに当該企業が提案するシステムの性能や価格情報に関する情報であり、これを公にすることにより、当該企業の技術が流出し、競争上の不利益を被るなど、当該企業の正当な利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の将来体制に係る検討等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用態勢が推察され、任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから、法 5 条 2 号イ及び 3 号に該当するため不開示とした。

文書 2 将来の統合防空の在り方に関する調査研究 調査分析結果報告 (最終報告)

項番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	1 枚目の作成、点検及び承認者欄	個人に関する情報であって、これを公にすることにより特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
2	1 枚目の一部及び 2 枚目以降の全部	受託企業保有のノウハウ及び技術並びに当該企業が提案するシステムの性能や価格情報に関する情報であり、これを公にすることにより、当該企業の技術が流出し、競争上の不利益を被るなど、当該企業の正当な利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の将来体制に係る検討等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用態勢が推察され、任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから、法 5 条 2 号イ及び 3 号に該当するため不開示とした。

別表 2 (開示すべき部分)

文書	ページ	開示すべき部分
文書 1	2 枚目ないし 1 6 9 枚目	ページ右上の留意事項及びページ番号
	2 枚目	1 行目ないし 7 行目, 1 8 行目, 1 9 行目, 2 7 行 目, 2 8 行目, 3 2 行目及び 3 3 行目
	3 枚目	1 行目, 2 行目, 7 行目及び 1 1 行目
	1 0 枚目	1 行目及び 4 行目
	1 1 枚目	1 行目
	7 5 枚目	4 行目
	7 6 枚目	1 行目
	1 1 9 枚目	4 行目
	1 2 0 枚目	1 行目
文書 2	2 枚目ないし 1 9 4 枚目	ページ右上の留意事項及びページ番号
	2 枚目	1 行目ないし 7 行目, 1 8 行目, 1 9 行目, 2 7 行 目, 2 8 行目, 3 2 行目及び 3 3 行目
	3 枚目	1 行目, 2 行目, 7 行目及び 1 2 行目
	1 0 枚目	1 行目及び 4 行目
	1 1 枚目	1 行目
	8 7 枚目	4 行目
	8 8 枚目	1 行目
	1 3 1 枚目	4 行目
	1 3 2 枚目	1 行目
	1 8 3 枚目	2 行目
	1 8 4 枚目	1 行目